

今月の相談事例（12月）

顧問先社長 経営幹部各位

〒428-0006 静岡県島田市牛尾1158-3

三浦労務経営事務所

特定社会保険労務士 三浦 茂

TEL 0547-45-5811 / FAX 0547-45-5821

URL <http://masterslink.jp/sr/miura/>

【相談内容】

毎年最低賃金が引き上げられ、最賃適用者ばかり、何の努力もなしに賃上げが続いている状況です。

このままですと、能力のある人との差がなくなり、悪平等になってしまいます。もう最賃適用者を辞めさせるべきでしょうか？

【アドバイス】

最低賃金は、「最低賃金法」に基づき、厚生省内の中央最低賃金審議会、都道府県労働局内に地方最低賃金審議会が設けられ、公労使の三者同数で組織され、その審議会に基づき厚生大臣又は労働局長が決定します。

完全競争下の労働市場では、雇用量と賃金は労働の需要量（求人量）と供給量の一致する点（均衡賃金）で決定するため、失業は存在しないとされます。したがって、最低賃金を設けることは最低賃金を下回る労働生産性しかもたない人の、雇用機会を奪い失業を発生させることとなります。つまり、所得格差を是正するはずの最低賃金が、逆に格差を拡大させることとなります。所得格差の是正は、最低賃金で行うべきではなく、政府からの給付によって行うべきだとう考え方がここにあります。

また、最低賃金の引き上げには、企業に低生産性労働者（能力の低い労働者）を普通解雇していく動機づけにもなり、貧困の救済には結びつきません。そこに、解雇規制の政策を展開するならば、硬直的な経済活動が生まれ、それはやがて企業の活動を削ぎ、国全体の経済力の低下をもたらすこととなります。

一方、最低賃金法を撤廃すると、低賃金な労働条件で労働者を酷使する経営者が現れるのも想像に難しくないですが、労働異動の流動性確保と現場の透明性確保のための申告制度や行政官庁による調査の拡充によって防ぐ事が可能でしょう。

中央最低賃金審議会のメンバーは、公益委員は有名大学の教授、労働者委員は有名な労働組合の中央執行部員、使用者委員には経営団体の中央組織の政策部長が加わっているとはいうものの、中小企業事業主が委員となっていて、労働者側の方が強い状態にあります。事実、近年の審議会は、最低賃金1,000円化、生活保護費を上回る最低賃金化といううたい文句が働き、労組による秋闘化が起り、大巾な引き上げとなっています。経営者としては、社保料上昇、輸入インフレ、親会社等からの値下げ要請、仕事量の減少化など、マイナス作用が多い中で、さらなる最賃引き上げは「痛み傷に塩を塗られる」ようなものですが、生産性向上と付加価値の取り込みによって、乗り切っていくしかないところです。

改訂年度	最低賃金 (円)
昭和53年度	315
54年度	334
55年度	357
56年度	379
57年度	399
58年度	411
59年度	423
60年度	438
61年度	451
62年度	461
63年度	474
平成元年度	492
2年度	516
3年度	541
4年度	565
5年度	583
6年度	597
7年度	611
8年度	623
9年度	637
10年度	649
11年度	664
12年度	659
13年度	663
14年度	663
15年度	664
16年度	665
17年度	668
18年度	673
19年度	687
20年度	703
21年度	713
22年度	730
23年度	737
24年度	749
25年度	764
26年度	780

平成26年度静岡県最低賃金 765円

(この著作権は三浦労務経営事務所に帰属する)